東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十九号)新旧対照表(抄)

以正	
目次 (現行のとおり)	皿炎 (隆)
第一条から第二十一条まで(現行のとおり)	第一条から第二十一条まで (略)
(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)	(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)
第二十二条 (現行のとおり)	無二十二条 (磊)
一(既行のとおり)	1 (盤)
イからニまで (現行のとおり)	イからこまで (器)
ホー漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第	法 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条
百三十七号。以下「漁港漁場整備法」という。)第三条第一	第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはフ
号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲	に掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びへ
げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポ	リポートを除き、同号へに掲げる施設については公共施設用
ートを除き、同号へに掲げる施設については公共施設用地に	地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡
限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張さ	張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなさ
れた際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされ	れている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施
ている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設	設であって条例第二十二条第三項の規定による許可を受けて
であって条例第二十二条第三項の規定による許可を受けて設	設置されたもの(条例第三十二条第一項の規定による協議に
置されたもの(条例第三十二条第一項の規定による協議に係	孫るものを含む。)
るものを含む。)	
へからクまで (現行のとおり)	〈ぐらくまた (唇)
こから玉まで (現行のとおり)	こから五まで (略)
第二十三条から第三十一条まで (現行のとおり)	第二十三条から第三十一条まで (略)
(特別地区内等の行為の許可基準)	(特別地区内等の行為の許可基準)

第三十二条(現行のとおり)

イ及びロ (現行のとおり)

(関行のとおり)

(現行のとおり)

P から 見行のとおり (現行のとおり)

<u>十六条の規定により漁港施設とみなされた施設</u> 漁港漁場整備法第三条に規定する漁港施設又は同法<u>第六</u>

申から同まで(現行のとおり)

ニ及びホ (現行のとおり)

ニから十一まで (現行のとおり)

第三十三条及び第三十四条(現行のとおり)

(特別地区内等における許可等を要しない行為)

第三十五条(現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二(現行のとおり)

イ (現行のとおり)

により漁港施設とみなされた施設であって条例第二十二条第の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法<u>第六十六条</u>施設については、公共施設用地に限る。)、特別地区が指定設については駐車場及びヘリポートを除き、同号へに掲げるからへまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施

迷川十川然 (器)

(盤)

イ及びロ (略)

(器)

(松)

多いのはまで (略)

<u>十条</u>の規定により漁港施設とみなされた施設 № 漁港漁場整備法第三条に規定する漁港施設又は同法<u>第四</u>

的から同まで (略)

ニ及びホ (略)

こから十一まで (略)

第三十三条及び第三十四条 (略)

(特別地区内等における許可等を要しない行為)

第二十五条 (略)

(と)

11 (盤)

~ (盤)

より漁港施設とみなされた施設であって条例第二十二条第三規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定にされ、若しくはその区域が拡張された際現に同法<u>第四十条の施設については、公共施設用地に限る。)、特別地区が指定設については駐車場及びヘリポートを除き、同号へに掲げるからへまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施</u>

二条第一項の規定による協議に係るものを含む。)三項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第三十

三から十二まで(現行のとおり)

2(現行のとおり)

第三十六条から第七十条まで(現行のとおり)

別表第一から別表第五まで(現行のとおり)

別記第一号様式から第十四号様式まで(現行のとおり)

<i>†</i> द				1		有・無・	内・一部・外・		内・一部・外・	有・無・	該当・非該当・	該当・非該当・	٠	*	+ + +
* この欄は記入しないこ			ı	I		1・縁化・道	制区域又は 颤÷		国定・都立) 🕫		○	団地器計で		÷	* + 72
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					都市計画法第28条	都市計画施設(公園・緑色 路・水路)。	<u>宅地造成等工事規制区域又</u> は 特 <u>定處土等規制区域</u> 。	Ä	自然公園(国立・国	保存樹木・樹林	埋蔵文化財指定地域。	!		道路用地	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
							-	風数拖区。				総合設計	4	公園用施	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
脚)2	市街化区域·市街化調整区域· · 区域外。	131 241 241 241 241 241 241 241 241 241 24	I {¢I {	* * # ##	緑地面精	*#	(米藤の上で島س森	*	目的とする 協設用 名	* * *
恒	東京都⇒	÷			m.²).	衛代区域・市 区域外・	載し・加		()建 面積加重平均建	路路			r with	区 域 面 積((行為の規模)。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	4名を 乗	÷(4) 目	世 歴 発 選 第 第 第 第 2 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	の田子子	÷	-	<u></u> 一 ~	**************************************	_ <u>E</u>		果樹園・	氧	施・馬		à
	行為他の地名地番。	行簿の	歌 野可申請者の住所、 反名 連絡先。(法人にあっては所任他、 合称及び代表者氏名。)	申請代理人の住所。 氏名。 連絡先。	据 数 多 区 次	都布計画区域		用漆		口樹林筠。	口植木盆・果樹園・口盆・耳・	□草쐔・空地	□河川・沼地・用水・ □その他(土地利用計画。
	⊖	0	● 契件	ا ما	4			12	軭	型	6	藍	Ŗ₽	-	9

条第一項の規定による協議に係るものを含む。)項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第三十二

これら十二まで (略)

ひ (器)

第三十六条から第七十条まで (略)

別表第一から別表第五まで(略)

別記第一号様式から第十四号様式まで(略)

接道部綠化	接通音段延長。	ě	≸義}直音除素/比多些長:+ ™+	接通音略素化率。	36	3季 富瓦 55	1 1			屋上面積の。	緑地の管理者も	公共的緣他。		その他の緑地・		/黄A()m²→	積B()m²+	100=()+	
定線 地球	7.ª °	>₹	** E	>€	*** E	>€	÷		¥		*		¥	¥		透水面積4(区域面積(Å÷B×100=	
温料	***	×	* *	×	***	>ĕ			14		14	+	¥.	*	L	(要下	老₩₽	1
単用な	-		-		_		ъ		г.		1		IX.	14			timil	が	
公禄 井 的地	m*	*	m.	*	m ²	*	Ф		¥		*		¥	¥		→搬账上第日	口公共下水道。	□公井水路に放消・□響騰治悉の→	
区線 域内地	÷ ₂ W	*	÷₹W	*	District Control of the control of t	*	Ф		¥		*		¥	¥	\mid	П		な処理が決っ	
÷ ing	Ę	şķ	Ę	şķ	ě	šķ			¥		14		¥	₩			₩:		
ф															L		0		╛
線伸		阿美		区域	-	区域の	÷									, i	2		1
	/		次律を2023年44	XX Higher	4市主任会共144		な機種	#K 8	: ** 같고 것	\$1₽	1.2 # 1.2 # 2.2		7	# S m 以 上 上		25七門衛 55七門衛	中	縣 计计量 第314章 约縣 61章	
	÷		ŧ			€ ₽	#1	#		师	1×		18			F 4	1 E	翻撕瓷	
		-	9		-		嬔		Đ	1			₩₽		4	@	Бul	• täH₽	· ·

別記第十五号様式の二から第二十五号様式まで(現行のとおり)

部線化	接通音的延長。	Ě	接通音的条化列馬· m*	接通音路兼化率。	æ	建筑物下端化。	面積 加斗	□屋上縁化 m³→□壁面縁化 m³→	ロベルンダ mg- ロ地上振替 mg-	绿化 №	屋上面積のチャ	ě	緑地の管理者	公共的緣色。		その他の縁地。)m²⊷)m ² +	÷ .	
接道	钡鏫		接通	接通	÷	300 000	を上面積			合計線化	크 雌 -		繰地	発		₩.ª		捷A (猫(100	
新 新 本 本	** E	>₹	** E	>₹	E T	≫.	4		4	ŧ			¥		*	¥		透水面積4(区域面積(A+B×100=	
	*• *	žé	;. ÷	>é	***	ěě	-		4	5		+	14	+	¥	¥	łL	€	(学	対率	
生 対 関	æ						÷		+	₹			44		**	***			ımı	態音さ	
次款 井 西野	,z,W	*	, gu	*	m ²	*	÷		4	4			¥		*	¥		→樹屋上第四	口公共下水道。	□公共水路に放消・ □闘闘治あり÷	
類 内 名	m ² *	*		*	# ₂ *	*	÷		4	*			¥		*	¥			_	が経躍がなる	
4	m²₊	*€	m.	*€	, m	≫.			4	*			*		¥	¥			₩ ⊚	な	
縁伸		阿葵		阿美	3	図練の	÷											, E			İ
	/		2世 6.25年 446		指手绘集的		梅		5 m C	में			1.2m米	feell-cl.	1.2m 以上2 m未勤	2m 2 전 비		操 推	<u> </u>	刪刪 売	
/	2					-	76	恶	ŖĦ	懸	#]₽		擅		戦 渉	\$1₽	1	20七門衛 80七門職	なけた量	縣 计计量	
\leftarrow			- 8		ılıı	€P	#1		超		恒	_	1×1		<u> </u>	₽	4				1
<u> </u>		(9				姚		割		- 1	=			⊞ [⊕]		L.L	(co)	₽⁄H	· ₩H₽	÷

別記第十五号様式の二から第二十五号様式まで(略)